

四日市市福祉監査室に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年1月18日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第1号

四日市市福祉監査室に関する規則の一部を改正する規則

四日市市福祉監査室に関する規則（平成29年四日市市規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 社会福祉法人、介護保険施設等及び<u>社会福祉連携推進法人</u>の指導、監査等に係る事務を処理させるため、四日市市福祉監査室（以下「室」という。）を設置する。</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>社会福祉連携推進法人の認定、指導監査等</u>に関すること。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 社会福祉法人、介護保険施設等の指導、監査等に係る事務を処理させるため、四日市市福祉監査室（以下「室」という。）を設置する。</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(健康福祉部健康福祉課)